

告示第 9 号

志木地区衛生組合有料広告の掲載に関する要綱を次のように定める。

平成 28 年 10 月 31 日

志木地区衛生組合  
管理者 星野 光弘

志木地区衛生組合有料広告の掲載に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、志木地区衛生組合（以下「組合」という。）が作成し、又は管理するものに民間企業等の広告の掲載又は掲示（以下「掲載」という。）をすることにより、地域経済の活性化に寄与するとともに、組合の新たな財源を確保することを目的とする。

(広告媒体)

第 2 条 広告を掲載するもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合の刊行物及び印刷物
- (2) 組合ホームページ
- (3) その他管理者が別に定めるもの

(広告の制限)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 組合の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 政治活動に関する広告
- (4) 宗教活動に関する広告
- (5) 個人又は団体の意見に関する広告
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に関する広告
- (7) その他広告媒体に掲載することが不適切であると管理者が認める広告

(広告の掲載者等)

第 4 条 広告媒体に広告を掲載することのできるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市民の日常生活に関連する民間企業等であって志木市、新座市及び富士見市内に事業所等を有するもの

(2) 前号に掲げるもの以外の民間企業等であって志木市、新座市及び富士見市内に事業所等を有するもの

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの

2 広告媒体に掲載する広告の順位（第9条において「優先順位」という。）は、前項各号の順序とする。

（広告の規格等）

第5条 広告媒体に掲載する広告の規格、枠数、掲載の位置、掲載料金等は、広告媒体ごとに管理者が別に定める。

（広告の掲載の募集）

第6条 広告の掲載の募集は、組合の発行する広報紙への掲載、組合のホームページへの掲載その他の方法により、広告媒体の種類、広告の規格、枠数、掲載の位置及び掲載料金、募集期間その他必要な事項を公表して行うものとする。

（広告の掲載の申込み）

第7条 広告を掲載しようとするものは、志木地区衛生組合有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添付して、管理者に提出しなければならない。

（広告の掲載の決定の通知）

第8条 管理者は、前条の規定による申込みを受け、広告の掲載の決定をしたときは、志木地区衛生組合有料広告掲載決定通知書（様式第2号）によりその決定をしたものに通知するものとする。

（抽選による広告の掲載の決定）

第9条 管理者は、同一の広告の掲載の位置に係る申込み（広告の掲載を可とすべき申込みに限る。）が2以上あり、かつ、当該申込みをしたものの優先順位が同一であるときは、当該可とすべき申込みについて抽選をし、広告の掲載の決定をすることができる。

（広告の掲載料の納付）

第10条 第8条の規定により広告の掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、管理者の指定する期限までに、広告の掲載料金を一括して納付しなければならない。

（版下原稿の提出等）

第11条 広告主は、管理者の指定する期限までに、掲載する広告の版下（以下「版下原稿」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された版下原稿の内容が第7条に規定する広告案の内容と異なり、修正の必要があると認めるときは、版下原稿の修正を当該広告主に求めることができる。

(広告主の責任等)

第12条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載料金の還付)

第13条 既納の広告の掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載をすることができないときは、この限りでない。

(広告の掲載の取消し)

第14条 管理者は、広告主が第10条又は第11条の規定に違反したときは、第8条の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(広告事業推進委員会の設置)

第15条 広告の掲載について、次に掲げる事項の検討、協議等をするため、志木地区衛生組合広告事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 広告媒体、広告の掲載料金等の見直しに関すること。
- (2) 第8条の規定による申込みを受けた広告の内容について疑義を生じた場合の協議に関すること。
- (3) その他広告の掲載に関すること。

(広告事業推進委員会の組織)

第16条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 事務局長
- (2) 副委員長 総務課長
- (3) 委員 企画業務課長、総務課総務係長、企画業務課企画業務係長

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(広告事業推進委員会の会議等)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(広告事業推進委員会の庶務)

第18条 委員会の庶務は、志木地区衛生組合企画業務課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。